

資料編



大相模調節池生物調査

資料編

第1節 関連条例・規則

●環境政策課関連

越谷市環境条例（平成12年3月31日条例第17号）

越谷市環境条例施行規則（昭和60年11月19日規則第30号）

越谷市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年4月15日規則第45号）

埼玉県生活環境保全条例による越谷市に係る騒音又は振動の規制基準等を定める規則（平成25年3月29日規則第36号）

空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例（昭和44年3月31日条例第19号）

空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例施行規則（昭和44年5月13日規則第16号）

●資源循環推進課・リサイクルプラザ関連

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年3月24日条例第4号）

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成5年3月31日規則第31号）

越谷市まちをきれいにする条例（平成12年3月31日条例第21号）

越谷市まちをきれいにする条例施行規則（平成12年9月26日規則第75号）

越谷市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年12月25日条例第36号）

越谷市路上喫煙の防止に関する条例施行規則（平成19年12月28日規則第104号）

越谷市浄化槽の維持管理に関する条例（昭和51年3月30日条例第12号）

越谷市浄化槽の維持管理に関する条例施行規則（昭和51年7月13日規則第45号）

越谷市浄化槽法施行細則（平成27年3月31日規則第68号）

越谷市浄化槽保守点検業者登録条例（平成26年12月22日条例第104号）

越谷市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（平成27年3月31日規則第63号）

越谷市リサイクルプラザ設置規則（平成19年10月22日規則第92号）

●廃棄物指導課関連

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年3月24日条例第4号）※リサイクルプラザ関連にも記載

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成5年3月31日規則第31号）※リサイクルプラザ関連にも記載

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成26年12月22日条例第103号）

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則（平成27年3月31日規則第104号）

越谷市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成27年3月31日規則第65号）

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例（平成26年12月22日条例第102号）

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例施行規則（平成27年3月31日規則第66号）

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年3月21日条例第12号）

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（令和6年4月4日規則第54号）

第2節 越谷市環境年表

1. 環境保全行政のあゆみ

S31. 1	・「越ヶ谷のシラコバト」が国天然記念物に指定される
S40. 11	・県民の鳥に「シラコバト」決定
S42. 6	・越谷市公害対策本部設置
S44. 1	・衛生課公害係設置
S46. 4	・民生経済部商工課に公害係を移設
S48. 1	・越谷市公害防止条例の制定
4	・民生経済部公害課の設置
S49. 4	・公害課が民生経済部から環境経済部へ組織改正
S52. 11	・東越谷測定局設置
S57. 7	・環境経済部公害課から市民生活部環境保全課に組織改正
S58. 3	・越谷市環境管理計画の策定
S60. 9	・越谷市環境保全条例の制定（越谷市公害防止条例の廃止 S61.1 施行）
S62. 3	・宮内庁埼玉鴨場及び周辺、越ヶ谷久伊豆神社及び周辺を環境保全区域に指定
S63. 11	・市制施行 30 周年を記念し、シラコバトを市の鳥とする
H 元. 3	・「越谷自然探訪」を発行
H 2. 2	・「越谷発・地球環境シンポジウム」を開催
10	・環境庁の「アメニティあふれる優良地方公共団体表彰」を受ける
H 3. 4	・傷病野鳥保護治療事業、傷病野鳥里親事業を開始
H 3. 10	・環境部が新設され、環境部環境保全課となる
H 4. 6	・第 1 回子ども環境サミット開催（～H12）
9	・環境庁の地球温暖化防止のための実験都市「エコトピア 2000」に指定される
H 5. 2	・「環境自治体国際会議' 93 こしがや」開催
H 5. 3	・越谷市エコトピア計画の策定
H 5	・浄化槽の雨水貯留施設転用助成金交付制度の開始
H 6. 4	・越谷市自然ウォッチング指導員委嘱制度の開始
9	・水質汚濁防止法に基づく政令市に（水質汚濁防止法第 28 条第 1 項に基づく権限移譲）
9	・建設省の平成 6 年度環境共生モデル都市（エコシティ）に指定される
H 9	・ふるさといきもの調査の実施（以降 H29 まで 5 年毎）
H10. 10	・「越谷自然探訪Ⅱいきもの発見図鑑」発行
H12. 3	・越谷市環境保全条例を越谷市環境条例に改正
4	・環境保全課が環境部から環境経済部へ組織改正
H13. 1	・越谷市環境推進会議（庁内会議）設置
H13. 3	・越谷市環境管理計画の全面改定（計画期間～H22）
	・「地球環境にやさしい越谷市率先実行計画」策定（H13～17）

H13. 4	・各種事務委任を受ける（有害鳥獣駆除に係る野生鳥獣の捕獲等許可、ヤマドリ販売の許可、動物の飼養・収用の許可、特定工場における公害防止組織の整備に関する事務、化製場の設置等に関する事務）
8	・越谷市環境推進市民会議設立
H14. 10	・グリーン電力証書による風力発電業務委託の開始（実施期間～H29. 12）
H16. 11	・第 1 回越谷市環境大会を開催
H17. 8	・「越谷市打ち水大作戦」開催（以降 H24 まで毎年）
H18. 3	・越谷市環境管理計画の一部改定（計画期間～H22）
	・「地球環境にやさしい越谷市率先実行計画（第 2 次計画）」策定（H18～24）
H18. 7～9	・第 1 回越谷いきもの写真コンクール開催（～H27・第 10 回まで開催）
H20. 12	・「越谷自然探訪Ⅲいきもの発見図鑑」発行
H21. 10	・越谷市住宅用太陽光発電設備設置費補助制度を創設
H23. 3	・越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
	・東京電力福島第一原子力発電所事故発生、放射性物質が拡散
H23. 4	・環境保全課から環境政策課へ組織改正
	・コシガヤホシクサ野生復帰に向けた栽培を開始
12	・越谷市環境管理計画の改定（計画期間～R2）
H24. 1	・越谷市放射線対策基本方針の策定
	・市内小学校でビオトープ周辺のトンボの生息状況を調べる「越谷生物多様性子ども調査」の開始
H25. 3	・越谷市率先実行計画（第 3 次計画）策定（H25～R2）
H25. 5	・「緑のオアシス 2020 プロジェクト」開始（実施期間～R2）
10	・越谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業告示（事業期間 H26. 7～H46. 8 小中学校 7 校）
H26. 3	・市民共同発電所越谷市第 1 号機完成（大袋幼稚園）
	・越谷総合食品卸売市場に市内最大規模（423. 25kW）の太陽光発電所が完成
	・「埼玉県シラコバト保護計画」策定、越谷市も連携し協力
H27. 4	・中核市へ移行し保健所が新設される（狂犬病登録等の衛生関連業務は保健所へ移動）
	・「こしがや環境サポーター」制度を開始
H28. 2	・千間台西測定局設置
3	・キャンベルタウン野鳥の森にシラコバト保護増殖施設を整備
H29. 5	・越谷市「COOL CHOICE」宣言
7	・越谷市いきもの調査 2017-2020 の実施（R2 まで）
R 1. 6	・森林環境譲与税基金の設置
R 2. 2	・東越谷測定局建替

R 3. 4	・越谷市環境管理計画の全面改定（計画期間～R12） ・ゼロカーボンシティ共同宣言
12	・越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定（計画期間～R12）
R 4. 4	・越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金および越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金制度へ移行
R 5. 2	・越谷市環境管理計画の一部改定 ・こしがやSDGsパートナー制度開始
R 5. 5	・越谷市と小鹿野町との森林整備の実施に関する協定締結
12	・デコ活宣言
R 6. 7	・こしがや脱炭素コンソーシアムの設立
R 7. 3	・越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の一部改定

2. 廃棄物行政のあゆみ

S33.11	・市政施行 ・個別収集の開始(越ヶ谷、蒲生、大沢地区の一部) ・リヤカー7台、大八車、三輪車購入
S35	・トラック1台購入
S36.1	・「草加・越谷清掃組合」発足
S37.8	・草加・越谷ごみ焼却炉完成
S40.10	・「埼玉県東部清掃組合」発足
S42	・燃えないごみの収集開始
S43.5	・ダストボックス(みどりの箱)による収集開始
S44.8	・清掃事務所完成
S45.10	・不燃物収集委託開始
S47.6	・「越谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
S47.8	・ロータリーローダー車購入
S51.3	・「越谷市浄化槽の維持管理に関する条例」制定
S51.11	・「越谷市粗大ごみ処理センター」完成(処理能力:75t/5h)
S52.7	・ダストボックス廃止
S58.4	・公共下水道の共用開始 ・廃棄物有効利用モデル地区事業の実施
S59.4	・可燃物収集一部委託開始
S63.3	・「一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「越谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」制定
H元.3	・「越谷市資源回収奨励補助金交付要綱」制定
H2.3	・「越谷市最終処分場」完成(埋立容量:60,730m ³)
H3.3	・粗大ごみ処理センターに不燃物選別処理施設増設(処理能力:45t/5h)
H3.4	・粗大ごみの各戸収集開始(委託)
H3.10	・「越谷市粗大ごみ処理センター」を「越谷市資源化センター」に名称変更
H5.3	・資源化センターに不燃物処理資源化施設を増改築(処理能力:75t/5h) ・「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」制定
H5.6	・ごみ問題シンポジウム開催 ・第1回リユース展開催 ・資源化センターにフロン回収機を設置
H6.3	・資源化センターに比重差選別機を増設 ・資源化センターにリユース展示場完成 ・「一般廃棄物処理基本計画」策定
H6.4	・不燃物のカゴ収集実施
H7.2	・資源化センターに粉砕機選別施設を増設
H7.9	・埼玉県東部清掃組合第一工場ごみ処理施設完成(処理能力 200t/日×4炉)
H8.4	・可燃物の透明・半透明袋の導入
H9.4	・可燃物の祝日・振替休日の収集開始
H11.4	・古紙類のごみステーションでの収集を開始

	・「埼玉県東部清掃組合」が「東埼玉資源環境組合」へ名称を変更
H11.10	・東埼玉資源環境組合の堆肥化施設稼働、伐採枝の堆肥化開始
H12.3	・「越谷市まちをきれいにする条例」制定
H12.4	・「越谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱」制定
H13.11	・危険物の分別(カゴ)収集開始
H14.3	・「一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量・リサイクル編」改訂
H14.9	・ふれあい収集開始
H16.3	・「一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理・し尿処理編」改訂
H17.3	・「越谷市の廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」一部改正(資源物の持ち去り禁止の規定)
H18.1	・「越谷市廃物減量等推進員制度実施要綱」制定
H18.3	・「一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量・リサイクル編」改定 ・リサイクルプラザ資源化施設完成
H18.4	・15 分別収集開始 (ペットボトル、白色トレイ、古着類、紙パック、雑紙、缶、びんを分別収集)
H19.11	・リサイクルプラザ啓発施設・業務施設完成
H20.4	・「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」制定
H21.9	・粗大ごみの手数料のコンビニエンスストア収納を開始
H23.1	・「一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理・し尿処理編」改定
H23.3	・「一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量・リサイクル編」改定
H24.8	・再生家具の常時販売開始
H26.12	・「越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例」制定
H27.4	・一般廃棄物に関する事務をリサイクルプラザに集約(浄化槽に関する事務を環境政策課へ移管) ・中核市移行により、産業廃棄物等に関する事務を実施するため、産業廃棄物指導課を新設
H30.3	・東埼玉資源環境組合第二工場汚泥再生処理センター完成
R1.8	・越谷市役所プラスチック・スマート宣言
R3.4	・リサイクルプラザから資源循環推進課へ組織改正を行い、浄化槽に関する事務を環境政策課より移管 ・産業廃棄物指導課から廃棄物指導課へ組織改正を行い、一般廃棄物に関する事務の一部をリサイクルプラザより移管(一般廃棄物処理業に関する事務)
R6.3	・「越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例」制定
R7.3	・「越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例」を一部改正

第3節 生活環境基準等

1. 大気

【巻末資料①】

○大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること

○有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること

○ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

○微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること

○光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物 質	指 針
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲であること

(昭和 51 年 8 月 13 日中央公害対策審議会答申)

○環境基準の評価方法

物 質	環 境 基 準 評 価 方 法	
二酸化硫黄	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
	長期的評価 (1 日平均値の 年間 2%除外値)	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04ppm 以下であること ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 20ppm 以下であること
	長期的評価 (1 日平均値の 年間 2%除外値)	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値が、10ppm 以下であること ただし、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
	長期的評価	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にある

	(1日平均値の年間2%除外値)	ものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと
光化学 オキシダント	年間を通じて、昼間（5～20時）の時間における1時間値が0.06ppm以下であること	
二酸化窒素	長期的評価 (1日平均値の年間98%値)	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）が0.06ppm以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	短期的評価	長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う
	長期的評価	測定結果の1年平均値について評価を行う

【巻末資料②】

○光化学スモッグ注意報等の発令基準

発令区分	発 令 基 準
予 報	オキシダント濃度が高くなると予想されるとき
注 意 報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上
警 報	オキシダント濃度 0.20ppm 以上
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上

2. 水質

①公共用水域の水質汚濁に係わる環境基準

【生活環境の保全に関する「生活環境項目」環境基準】

市内の主要 5 河川は、C 類型に指定されています。また、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS は水生生物保全環境基準の生物 B に指定されています。

項 目	基準値
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/ℓ以下
浮遊物質 (SS)	50mg/ℓ以下
溶存酸素量 (DO)	5mg/ℓ以上

項 目	基準値
全亜鉛	0.03mg/ℓ以下
ノニルフェノール	0.002mg/ℓ以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 (LAS)	0.05mg/ℓ以下

※大腸菌数について、越谷市内の河川に基準値は適用されません。

※COD、全リン、全窒素について、河川の基準値はありません。

【人の健康の保護に関する「健康項目」環境基準】

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下

項 目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

【要監視項目】

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質で、現在は 33 項目が指定されています。

項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
フェントロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
クロロニトロフェン (CNP)	— mg/ℓ以下
トルエン	0.6 mg/ℓ以下

項 目	指針値
キシレン	0.4 mg/ℓ以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ニッケル	— mg/ℓ以下
モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ウラン	0.002 mg/ℓ以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	0.00005 mg/ℓ以下
ペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ以下
フェノール	0.08 mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	1 mg/ℓ以下
4-tert-オクチルフェノール	0.004 mg/ℓ以下
アニリン	0.02 mg/ℓ以下
2,4-ジクロロフェノール	0.03 mg/ℓ以下

②工場・事業場に適用される排水基準

○日平均排水量が 10m³ 以上の特定事業場及び指定排水工場等^{※1}に適用

生活環境項目（上乗せ項目）

単位：mg/ℓ

項 目	排水基準値
生物化学的酸素要求量（BOD）	25（日間平均 20）
浮遊物質（SS）	60（日間平均 50）
フェノール類含有量	1

特定施設の一部については、種類・設置時期により数値が異なります。

生活環境項目（上乗せ以外の項目）

単位：mg/ℓ（水素イオン濃度及び大腸菌数を除く）

項 目	排水基準値
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30
銅含有量	3
亜鉛含有量	2

項 目	排水基準値
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌数	日間平均 800 [CFU/mℓ]
窒素含有量 [*]	120(日間平均 60)
りん含有量 [*]	16(日間平均 8)

※日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場に適用

※1：指定排水工場等

埼玉県生活環境保全条例に規定されている以下の 6 施設（水質汚濁防止法に規定されている施設は除く）を設置している工場又は事業場のこと。

- 1) 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（1 日 350 食以上）
- 2) 共同調理場又は病院に設置されるちゅう房施設（1 日 350 食以上）
- 3) 共同調理場及び病院以外の特定給食施設に設置されるちゅう房施設（1 日 350 食以上）
- 4) コルゲートマシン
- 5) 飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積 250m² 以上）
- 6) 野菜又は果実の洗浄又は切断等による加工を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設

○日平均排水量が 10m³ 未満の一部の特定事業場^{※2}及び指定排水工場に適用

生活環境項目（3 項目）

単位：mg/ℓ（水素イオン濃度を除く）

項 目	排水基準値
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	150（日間平均 120）
浮遊物質（SS）	180（日間平均 150）

* 日平均排水量が 10m³ 以上の指定外工場等にも上記の基準値が適用されます。

* 指定土木建設作業にも上記水素イオン濃度、浮遊物質の基準値とノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油油類含有量）5mg/ℓが適用されます。

※2：日平均排水量が 10m³ 未満であっても規制基準が適用される特定施設

水質汚濁防止法施行令 別表第 1

- 1) 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設等
- 2) 共同調理場（総床面積 500m² 以上）に設置されるちゅう房施設
- 3) 弁当仕出屋又は弁当製造業（総床面積 360m² 以上）の用に供するちゅう房施設
- 4) 飲食店のちゅう房施設（該当面積は業種により異なる）
- 5) 病床数 300 床以上の病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設
- 6) 自動車分解整備事業の洗車施設（屋内作業場面積 800m² 以上）
- 7) し尿処理施設（501 人槽以上のし尿浄化槽等）
- 8) 指定地域特定施設（201～500 人槽のし尿浄化槽）

○有害物質（すべての工場又は事業場に適用）

単位：mg/ℓ

項 目	排水基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03
シアン化合物	シアンとして 1
有機りん化合物	1
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2
ひ素及びその化合物	ひ素として 0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界 0.0005)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02

項 目	排水基準値
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロパン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	ほう素として 10
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 8
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	100(※)
1,4-ジオキサン	0.5

※1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

3. 騒音・振動

3-1. 騒音

(ア) 環境基準

騒音の環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準で、環境基本法第16条の規定に基づき「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」により定められています。

○環境基準（一般地域）

区域の区分		時間区分 昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
A 地 域	第1種低層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 地 域	第1種住居地域	55dB 以下	45dB 以下
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地 域	近隣商業地域	60dB 以下	50dB 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

○道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びc 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

○幹線交通を担う道路※1に近接する空間※2の環境基準（特例）

区分	昼間	夜間
屋 外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた室内	45dB 以下	40dB 以下

※1 「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道

※2 「近接する空間」：道路端から2車線以下では15m、3車線以上では20m区間

(イ) 騒音の規制

工場等の騒音は、騒音規制法と埼玉県生活環境保全条例及び越谷市環境条例によって規制されています。

騒音規制法は、工場・事業場騒音と建設作業騒音について規制しています。その他、道路騒音については生活環境が著しく損なわれているとき、県公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制等の要請や道路管理者等に意見を述べることができると定められています。

県生活環境保全条例では、法律で規制されている以外の工場・事業場の騒音や、資材置場・自動車駐車場・トラックターミナルといった野外作業場における作業騒音、深夜営業騒音及び拡声機騒音について規制しています。

越谷市環境条例では、法律や県条例で規制されている以外の工場・事業場の騒音を規制しているほか、指定建設作業に伴う規制基準を定めて規制しています。

① 騒音規制法

○特定工場等の騒音の規制基準

時間区分 区域の区分		昼間 8:00～19:00	朝 6:00～8:00 夕 19:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	45 dB
2 種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55 dB	50 dB	45 dB
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
4 種	工業地域 工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB

※事業場の敷地境界における基準値

※学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする（1 種区域除く）

○特定建設作業及び指定建設作業騒音の基準値（一般地域）

基準値	85 dB
作業禁止時間	19:00～翌 7:00
最大作業時間	10 時間／日
最大作業日数	連続 6 日
作業禁止日	日曜・休日

※特定建設及び指定建設作業を行う場所の敷地境界における基準値

○自動車交通騒音の要請限度

区域の区分	昼間 6:00～ 22:00	夜間 22:00～ 翌 6:00
a 区域※1 および b 区域※1 のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域※1 のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路※2 に近接する区域（特例）	75 dB	70 dB

※1. a 区域は住居専用地域、b 区域は住居地域、c 区域は商工業地域

※2. 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市町村道

② 埼玉県生活環境保全条例

ア. 指定工場等の騒音の規制基準

騒音規制法 特定工場などの騒音の規制基準と同じです。

イ. 指定騒音作業の騒音の規制基準

騒音規制法 特定工場などの騒音の規制基準と同じです。

ウ. 拡声機使用に関する規制基準

商業宣伝を目的とした拡声器の使用について、使用基準が定められています。

○店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

区域の区分	10:00～18:00	18:00～翌 10:00	使用方法
第 1 種区域	60 dB	使用禁止	1 回の使用は 20 分以内で、次の使用までに 10 分以上の間隔をおくこと
第 2 種区域	65 dB		
第 3 種区域	75 dB		
第 4 種区域	80 dB		

※騒音が問題となる屋外の地上 1.5mにおける基準値

区域の区分については騒音規制法 特定工場等の騒音の規制基準の区分と同じ

○移動しながら拡声機を使用する場合

区域の区分	10:00～18:00	18:00～翌 10:00	使用方法
第 1 種区域	70 dB	使用禁止	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 100m以内では使用禁止
第 2 種区域	75 dB		
第 3 種区域	85 dB		
第 4 種区域	85 dB		

※停止時、音源から 10m離れた地上 1.5mの位置における基準値

区域の区分については騒音規制法 特定工場等の騒音の規制基準の区分と同じ

エ. 深夜営業騒音の規制基準

深夜営業における騒音が規制対象になっています。

○規制対象営業

1	飲食店	4	ゴルフ練習場
2	ボーリング場	5	小売店（店舗面積 500 m ² 以上）
3	バッティングセンター	6	公衆浴場（保養を目的とするもの）

時間帯 区域の区分	規制基準値	音響機器の使用規制
	22:00～翌 6:00	23:00～翌 6:00
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	45 dB	以下の音響機器の使用禁止。ただし、営業を行う場所の外部に音が漏れない場合を除く 1. カラオケ装置 2. ステレオセットその他の音声機器 3. 拡声装置 4. 録音・再生装置 5. 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る） 6. 楽器
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	50 dB	商業・工業・工業専用地域は対象外

※事業場の敷地境界における基準値

オ. 作業場等における騒音の規制基準

規制対象作業場は、次のとおりです。

1. 廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所（150m²以上であるもの）
2. 自動車駐車場（20 台以上駐車できるもの）
3. トラックターミナル

時間区分 区域の区分		昼間 8:00～19:00	朝 6:00～8:00 夕 19:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	45 dB
2 種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55 dB	50 dB	45 dB
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
4 種	工業地域 工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB

※作業場等の敷地境界線における基準値

※学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする

③ 越谷市環境条例

ア. 一般の騒音の規制

騒音規制法 特定工場等の騒音の規制基準と同じです。

イ. 指定建設作業に伴う騒音の規制

騒音規制法 特定建設作業の騒音の規制基準と同じです。

3-2. 振動

（ア）振動の規制

工場等の振動は、振動規制法と埼玉県生活環境条例及び越谷市環境条例によって規制されています。

振動規制法は、工場・事業場振動と建設作業振動について規制しています。その他、道路交通振動については、生活環境が著しく損なわれているとき、県公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制等の要請や道路管理者に対し、振動防止の措置を要請できることなどが定められています。

県生活環境保全条例では、法律で規制されている以外の工場・事業場の振動や資材置場・自動車駐車場・トラックターミナルといった野外作業場における作業振動について規制しています。

また、越谷市環境条例では、指定建設作業に伴う規制基準を定めて規制しています。

①振動規制法

○特定工場等の振動の規制基準

時間区分 区域の区分		昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～翌8:00
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	60 dB	55 dB
2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	65 dB	60 dB

※事業場の敷地境界における基準値

※学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dB減じた値とする

○特定建設作業及び指定建設作業振動の基準値（一般地域）

基準値	75 dB
作業禁止時間	19:00～翌7:00
最大作業時間	10時間/日
最大作業日数	連続6日
作業禁止日	日曜・休日

※特定建設及び指定建設作業を行う場所の敷地境界における基準値

○道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～翌8:00
第一種区域	65 dB	60 dB
第二種区域	70 dB	65 dB

※区域の区分については、振動規制法 特定工場等の規制基準と同じ

②埼玉県生活環境保全条例

○指定工場等の振動の規制基準

振動規制法 特定工場などの振動の規制基準と同じです。

③越谷市環境条例

○指定建設作業に伴う振動の規制

振動規制法 特定建設作業の振動の規制基準と同じです。

4. 化学物質等

4-1. 化学物質

【参考資料①】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（略称：P R T R 法、化管法）は、平成 13 年 4 月から事業者による排出量等の把握、平成 14 年 4 月からその届出が始まっています。

「埼玉県生活環境保全条例」は、平成 14 年 4 月から事業者による取扱量の把握、平成 15 年 4 月からその届出が始まっています。

なお、越谷市においては、平成 17 年 4 月より県から権限移譲を受け P R T R 法に関する事務を行っています。

【参考資料②】

○P R T R 法届出対象事業所の条件

- | | |
|-------|---|
| ①対象業種 | 指定された 23 業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者 |
| ②従業員数 | 常用雇用者数 21 人以上の事業者 |
| ③取扱量等 | 次のいずれかに該当すること |
| a) | 第一種指定化学物質の年間取扱量が 1t 以上である事業所を有する事業者 |
| b) | 特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5t 以上である事業所を有する事業者 |
| c) | 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者 |
| d) | 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者 |
| e) | ごみ処分業または産業廃棄物処分業を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者 |
| f) | ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者 |

県条例届出対象事業所の条件

- | | |
|---------|--|
| ①対象業種 | 指定された 23 業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者 |
| ②従業員数 | 常用雇用者数 21 人以上の事業者 |
| ③取扱量等 | 特定化学物質の質量が 500kg 以上である事業所を有する事業者 |
| ※特定化学物質 | 第一種指定化学物質 515 物質、第二種指定化学物質 134 物質、埼玉県が指定した 14 物質の合計 663 物質 |

4-2. ダイオキシン類

【参考資料①】

○ダイオキシン類の基準等

媒体	基準等
大気環境基準	0.6 pg-TEQ/m ³ (年間平均値)
水質環境基準 (公共用水域・地下水)	1 pg-TEQ/ℓ
土壌環境基準	1,000 pg-TEQ/g (調査指標として 250 pg-TEQ/g 以上)
水道水の基準	1 pg-TEQ/ℓ

【参考資料②】

○大気排出基準

単位：ng-TEQ/m³N

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設基準	既設基準※
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5m ² 以上、又は 焼却能力が 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h～4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

※廃棄物焼却炉（火格子面積 2m² 以上又は焼却能力が 200kg/h 以上）及び製鋼用電気炉は、平成 9 年 12 月 1 日までに設置されたもの、それ以外の施設は平成 12 年 1 月 15 日までに設置されたものが既設

○ばいじん・燃え殻の処理基準

単位：ng-TEQ/g

媒体	処理基準
ばいじん・燃え殻	3

○水質排出基準

単位：pg-TEQ/ℓ

特 定 施 設 種 類	排出基準
・硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

5. 悪臭

①悪臭防止法

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行なうこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護をすることを目的としており、越谷市においては、現在、市内全域において特定悪臭物質による規制を行っています。

○敷地境界線における規制基準（22 物質）

単位：ppm

特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
	B 区域・C 区域以外	農業振興地域	工業地域・工業専用地域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

○煙突等の排出口における規制基準（13 物質）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

排出口における規制基準は、敷地境界線の規制基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める換算式により算出します。

排出口における規制基準

$$q \text{ (m}^3\text{N/h)} = 0.108 \times H e^2 \times C m$$

$H e$ (m) : 排出口の高さの補正值

$C m$ (ppm) : 敷地境界線の規制基準値

○排出水中の規制基準（４物質）

物質名	排水の流量（m ³ /s）	排水中の濃度（mg/l）		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え、0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え、0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二酸化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

②埼玉県生活環境保全条例

埼玉県では、悪臭の規制を臭気指数による規制と特定悪臭物質による規制を行っており、どちらか一方の規制方式を選択することとなっています。

越谷市においては、現在、特定悪臭物質による規制方式を取っているため、下記の業種に埼玉県生活環境保全条例の規制が適用されます。

○規制対象業種（13 業種）

1	塗装工事業	8	プラスチック製品製造業（強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く）
2	食料品製造業	9	ゴム製品製造業
3	合板製造業	10	電線・ケーブル製造業
4	家具製造業	11	金属製品製造業（塗装工程を有するものに限る）
5	パルプ・紙・紙加工品製造業（塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る）	12	一般機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る）
6	印刷業	13	輸送用機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る）
7	化学工業		

○規制基準

区域の区分	許容限度	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域		臭気濃度 10	臭気濃度 300
近隣商業地域、商業地域、準工業地域		臭気濃度 20	臭気濃度 500
工業地域、工業専用地域		臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

※臭気濃度とは、ある臭気を無臭の空気希釈し、臭わなくなったときの希釈倍数のことです。

三点比較式臭袋法により測定します。

○悪臭物質の臭気強度別濃度

単位：ppm

臭気強度	1	2	2.5	3	3.5	4	5
物質名	やっと感知できるにおい	何のにおいがわかる弱いにおい	規制基準	らくに感知できるにおい	—	強いにおい	強烈なにおい
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2

硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

○悪臭物質の主要発生源事業場

悪臭物質	においの性質	主な業種
アンモニア	し尿臭	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎ	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル		
トリメチルアミン	腐った魚	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレールアルデヒド		
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	シンナー	
メチルイソブチルケトン		
トルエン	ガソリン	
キシレン		
スチレン	都市ガス	スチレン製造工場、ポリスチレン製造・加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処理場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸		

第4節 用語解説

あ行

・アイドリングストップ

駐停車や信号待ちの間にエンジンを切り、無用なアイドリング（自動車などが停車状態でエンジンを動かし続けること）を行わないようにすること。

・アオコ

水中の植物プランクトンが大量に増殖し池や湖沼の水面が緑色の粉をまいたようになること。水面を覆うことで水草などの水生生物が光合成ができずに死滅したり、夜間呼吸によって水中の酸素が大量に消費され魚類などが死滅する。また、岸辺に打ち上げられ腐って悪臭を放ったり、浄水施設のろ過装置に負荷をかけることがある。

・エコドライブ

急発進・急加速をしない、不要な荷物の積載を止める、アイドリングを行わない、適正な経済的速度で走行することなど、排気ガスの量を極力減らす運転のこと。

・エコウィーク

平成 20（2008）年よりイオンレイクタウンを中心に行われる、参加・体験型の環境イベント。出展者は企業・行政・団体（NPO 法人など）で、毎年 10 月頃に行われている。

・SDGs

Sustainable Development Goals の略称。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、平成 28 年から令和 12 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 の指標から構成されている。

・SDGs ローカル指標

国連による 232 の指標は、必ずしも日本の国レベルや自治体レベルにおける SDGs の取組で使いやすいものとはなっていないため、内閣府地方創生推進事務局に設置された「自治体 SDGs 推進評価・調査検討会＜自治体 SDGs 推進のためのローカル指標検討 WG＞」が中心となって公開する指標のこと。

・SPM

浮遊粒子状物質。Suspended Particulate Matter の略。大気汚染にかかる環境基準で、「大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの」と定義される。この粒径のものは大型のものに比べ気管に入りやすく、健康への影響が大きい。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂じん、森林火災の煙、火山灰などがある。

・エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。

・温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称である。環境省において年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF_6)、三フッ化窒素(NF_3)の 7 種類がある。

か行

・合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した污水）を処理することができる浄化槽をいう。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べてはるかに処理能力が高く（BOD 除去率 90%以上、処理水 BOD $20\text{mg}/\ell$ 以下）、下水道の終末処理場と同等の放流水質に処理することができる。

・カレット

ガラスびんを原料用に細かく砕いたもので、リサイクル製品の原材料等（再商品化製品）の 100%を占める。

・環境保全区域

良好な自然環境を有し、希少な野生動植物が生息する地域などを、「環境保全区域」として指定し、区域内における一定の事業に対して、事業者へ届出を義務付け、環境への影響を監視することによって、区域内の環境を将来的に保全していくもの。

・気候変動

長い時間を見た気候の変動や変化のこと。大気の状態である気候の変動や変化の要因には、外部強制力と内部の要因の二つに分けられ、特に外部強制力については自然的要因と人為的要因がある。自然的要因の例としては、太陽活動の変動や火山噴火による特定の微粒子の増加などがあり、人為的要因の例としては、人間活動に伴う化石燃料や土地利用の変化による温室効果ガスの増加などが挙げられている。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

・気候変動適応

気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）こと。直接的に特定のシステムへの温暖化影響を制御するという特徴を持つ。

・キタミソウ

北方のツンドラ地域を中心に広く分布しているが、国内では北海道、埼玉、奈良、熊本の各道県に隔離分布する、とても珍しい植物。ごく小形の植物で花の大きさは 1~2mm、葉は長楕円形で無毛、長さは 1~2 cm で長い柄がある。堰の上流や用水の脇など湿り気があり、冬季には水がなくなり、夏場は冠水する、特殊な場所を好んで生育する。市内で最も多く群生して見られるのは、葛西用水路瓦曽根溜井。埼玉県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類。

・クールチョイス

地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという国民運動。地球温暖化対策のために、エコカーを買う、効率が良い照明に替える、公共交通機関を利用するなどの行動を「選択」すること。

・クールビズ

オフィスでの地球温暖化防止に向けた取組の一つとして、夏の室内温度を 28℃にするに当たり、その職場環境でも快適に過ごすことができるビジネススタイル。過度な冷房に頼らず、涼しく働きやすい服装をいう。

・グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャーの呼称。自然が有する多様な機能や仕組みを活用したインフラストラクチャー（社会基盤施設）や土地利用計画を指す。森林をはじめ、河川や農地、緑地、海岸などグリーンインフラの構成要素は非常に幅広く、それらの多面的な機能をうまく活用する取組が進められている。

・グリーン購入

物品等を購入する際に、その必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを買うように努めること。

・光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンなどの酸化性物質（オキシダント）の総称である。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。

・コシガヤホシクサ

ホシクサ科の一年草で、ため池の岸辺や河原、水中でも生育し、8~9 月に花茎を伸ばし、白い星型の小さな花をつける植物。昭和 13 年（1938 年）、東京大学植物学教室の前川文夫教授が越谷市の元荒川付近で発見し、新種であったので地名に因んでコシガヤホシクサと命名されたが、その後、越谷市周辺では見られなくなっている。

茨城県下妻市の砂沼で、昭和 50 年（1975 年）に再発見されたが、平成 6 年（1994 年）に絶滅し、環境省の維管束植物のレッドリストに野生絶滅として指定されている。

さ行

・再生可能エネルギー

化石燃料や鉱物などのような短期間で再生できない枯渇性資源によらないエネルギー。具体的には、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等を指す。

・再生資源物

使用を終了し、再生資源として収集された金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器その他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物を指す。

・在来種フジバカマ

関東以西の本州、四国、九州の川の土手などに野生する高さ 1～1.5mの多年草。近年、河川改修などの影響で自生地が減っている。市では、埼玉鴨場西側の元荒川沿いなどで確認できる。埼玉県レッドリスト絶滅危惧ⅠB類。

・産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他のもので、廃棄物処理法で 20 種類のものが定められている。これ以外の廃棄物は、一般廃棄物としている。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などによって、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれのあるものを特別管理産業廃棄物として、特に厳しく管理することが義務付けられている。

・COD

化学的酸素要求量。Chemical Oxygen Demand の略。水質の指標の一つ。湖沼の環境基準値として使用されている。過マンガン酸カリウムなどの酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。値が高いほど有機物が多いことを示し、水質汚濁が進んでいることを示す。

・市民共同発電

太陽光や風力といった自然エネルギーを利用する発電所で、市民が共同で作ったものを指す。運営形態は、出資金による株式会社の設立、NPO法人や法人化しない非営利活動任意市民団体など様々であり、規模や手法も様々である。

・シュレッダーダスト

工業用シュレッダーで廃家電や廃自動車を破碎し、金属などを回収した後に、産業廃棄物として捨てられるプラスチック・ガラス・ゴムなど破片の混合物。

・循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

・省エネ法

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の略称。事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が 1500 kℓを超える場合、特定事業者として国にエネルギー使用状況等を報告する義務がある。

・条件付特定外来生物

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間適応除外とする生物。現時点時は「アメリカザリガニ」と「アカミミガメ」の 2 種が指定されている。両種共に日本全国で在来生物等に大きな影響を与えているが、一方で飼育者が非常に多く、単に特定外来生物に指定して飼

育等を禁止することによって手続きが面倒などの理由で野外へ放す飼育者が増えると予想され、かえって生態系等への被害を生じる恐れがあったため、「捕獲・飼育・無償譲渡」を適用除外とし、「放出・販売・頒布・購入」が禁止となる「条件付特定外来生物（通称）」に指定されることになった。

・シラコバト

市の鳥。全長 30 センチ前後の乳白色のハトで首には黒い線が入っている。一時は絶滅寸前だったが、現在では埼玉県の東部を中心に千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・東京都などの一部にも分布している。昭和 31 年に国の天然記念物に、40 年には県民の鳥に定められている。

・スラグ

焼却灰を灰溶融炉で高温で溶かして水で冷やして砂状のつぶにしたもの。

・生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとのさまざまな生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

環境負荷の低減と持続可能な社会の実現及びエネルギー・セキュリティの向上を目的に、住宅における一次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

・絶滅危惧種

絶滅の危機にある生物種のこと。国際自然保護連合（IUCN）が定めたレッドリストのカテゴリーを指す場合もある。

・ゼロカーボンシティ

「2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」のこと。

た行

・ダイオキシン類(Dioxins and dioxin-like compounds)

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）の総称である。これらは塩素で置換された 2 つのベンゼン環という共通の構造を持ち、類似した毒性を示す。ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副合成物として生成する。2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）はダイオキシン類の中では最も毒性が高く、IARC により「人に対する発がん性がある」と評価されている。マウスでの動物実験では催奇性が確認されている。

・単独処理浄化槽

みなし浄化槽ともいう。トイレの污水のみを処理する浄化槽。浄化槽法により平成 13 年 4 月 1 日から製造及び販売が禁止された。

・多面的機能

農地（農業・農村）の多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能」のこと。

・窒素酸化物

光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染物質であり、主な発生源は、自動車の排気ガスである。特に毒性の高い二酸化窒素（NO₂）は、大気汚染防止法によって環境基準が定められている。

・長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。具体的には、耐震性、耐久性、維持管理対策、バリアフリー、省エネルギー性が一定以上の基準である住宅を指す。

・電子マニフェスト

電子情報処理ネットワークを使用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者が電子化したマニフェスト情報を報告・管理する仕組みのこと。

・特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定される、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある動植物。

な行・は行

・バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

・廃棄物

廃棄物処理法では、占有者が自ら利用し、又は他人に売却することができないために不要となった、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものと定められている。廃棄物はさらに、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される（ただし、放射性物質及びこれによって汚染されたものは、この法律からは除かれている。）。

・ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

・BOD

生物化学的酸素要求量。Biochemical Oxygen Demand の略。河川の汚れの代表的な指標の一つ。水中のさまざまな物質をバクテリアが分解する際に消費される酸素の量で示され、値が高いほど汚濁が進んでいることを示す。

・ビオトープ

生物群集の生息空間を示す言葉（外来語）である。日本語に訳す場合は生物空間、生物生息空間とされ、転じて生物が住みやすいように環境を改変した場（沼沢地など）を指す場合が多い。

・東埼玉資源環境組合（REUSE）

越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町の 5 市 1 町で構成されている一部事務組合で、可燃ごみとし尿を処理している。

・PM2.5

微小粒子状物質。Particulate Matter 2.5 の略。直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子。SPM よりもはるかに小さい粒子。PM2.5 はぜんそくや気管支炎を引き起こす。大きな粒子より小さな粒子の方が気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられている。

・PFOA（ピーフォア）、PFOS（ピーフォス）

ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）の略称。生分解をほとんど受けず環境中に長い時間残存する難分解性有機フッ素化合物。独特の性質をもち、発ガン性や発達障害などの報告があるが、急性毒性はあまり強くない。低濃度で優れた界面活性効果を示すことから広範囲に使用されてきた。毒性についての最終的な結論はまだ確定していない。

・4R（フォーアール）

リフューズ (Refuse)、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の4つのR (アール) の総称。リフューズとはごみとなるものの受け取りを断ること。リデュースとは、物を大切に使いごみを減らすこと。リユースとは、使える物は繰り返し使うこと。リサイクルとは、廃棄物などを再生利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル (再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル、元の化学成分に戻して再利用するケミカルリサイクルの3つがある。

・フードドライブ

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設などに寄付する活動。食品ロス削減につながる。

・プラグインハイブリッド車 (PHEV)

ガソリンエンジンを積んだハイブリッドカーにコンセントから差込みプラグを用いてバッテリーにも充電できるようにした車のこと。電気のみで走行し、バッテリーが切れた際には燃料での走行が可能である。

・フロン類

フッ素と炭素の化合物で、クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の総称。オゾン層を破壊するクロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を「特定フロン」、オゾン層を破壊しないハイドロフルオロカーボン (HFC) を「代替フロン」と呼ぶ。

・ペロブスカイト太陽電池

発電層にペロブスカイト構造を用いた太陽電池のことで、従来のシリコン系太陽電池に比べて薄く軽量で柔軟性があり、設置場所の自由度が高いという特徴がある。ペロブスカイト構造とは特定の結晶構造を持つ物質のことで、その構造を持つ化合物は太陽光を効率的に電気に変換する特性を持っている。

ま行・や行

・屋敷林

厳しい気象環境の緩和と燃料・建築材の需給を目的として家屋の周りに設けられた樹木群。

・屋根貸し太陽光発電

再生可能エネルギーにより発電された電力の長期間買取が約束された、「固定価格買取制度」が2012年に開始されてから普及したもの。発電事業者は建物の屋根を発電事業者に借り、太陽光発電設備を設置し、建物所有者に賃貸料を払い、売電による収益を得る。建物屋根だけではなく土地等でも同様の事業が行なわれている。

・溶融メタル

焼却灰を高温で溶かした結果発生するもので、鉄・銅・ニッケル・金・銀などを含むもの。

ら行・わ行

・リチウムイオン蓄電池

正極と負極を持ち、その間をリチウムイオンが移動することで充放電を行う電池のこと。長寿命で小型化が可能。

・リターナブルびん

あきびんを回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびんのこと。

・緑道

河川や水路等の存在を活かして、水辺を楽しく歩ける散歩道として整備しているもの。主な施設として、舗装した遊歩道に植栽、照明灯、休憩施設などを設けたものが多いが、遊歩道のみの場合もある。

・レッドリスト

IUCN (国際自然保護連合) により作成された、絶滅の恐れのある野生生物のリスト。

○アライグマ・ハクビシンについて

アライグマ（特定外来生物）



北米原産のアライグマ科の哺乳類。体重 4～10 数 kg、頭胴長 40～60cm、尾長 20～40cm。

目の周りを覆う黒い毛（アイマスク）と縞模様の尾が特徴的である。

1970 年代後半ごろ、ペットとして輸入されたが、飼いきれなくなった個体が遺棄され野生で繁殖した。越谷市内全域で農作物に関する被害や家屋被害があり、近年捕獲数が急増している。

ハクビシン



中国大陸部を中心に、東南アジア・台湾・日本などに広く分布している、ジャコウネコ科の哺乳類。体重 3～5kg、頭胴長 50～70cm、尾長 40cm。

ハクビシン（白鼻芯）の名のとおり、鼻筋に白い線のように生えている毛が特徴。外来種であると考えられており、アライグマと同じく、越谷市内全域で農作物に関する被害や家屋被害があり、近年捕獲数が急増している。

令和 7 年度 越谷市環境白書

発 行 日：令和 7 年(2025 年)10 月

発 行：越谷市環境経済部 環境政策課、資源循環推進課、廃棄物指導課

問 合 せ：越谷市環境経済部環境政策課

住 所：埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

電話番号：048-963-9183

E-mail:kankyo@city.koshigaya.lg.jp



越 谷 市